平成２３年（フ）第６１０号
高知市鴨部高町16番12号　鴨部コーポラス２号室
債務者　長山多江子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９１１号
仙台市青葉区みやぎ台２丁目32番17号
債務者　針生　昭平
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９１５号
仙台市太白区向山１丁目９番21号　ハイツベネボレンス103
債務者　齊藤　光代
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１００９号
宮城県塩竈市本町６番18号
債務者　高橋ゆき子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８５号
仙台市泉区黒松２丁目26番１―33号
債務者　小田嶋直子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８８号
仙台市泉区市名坂字堂林79番地の３　ハイツさとう202
債務者　野村ひとみ
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５２号
福島県相馬市北小泉字権現前180番地の11
債務者　三春　広之
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第２６８号
茨城県石岡市龍明560番地
債務者　野山　真吾
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３１０号
茨城県猿島郡五霞町原宿台３丁目14番地８
債務者　山本沙奈美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１１４号
群馬県みどり市笠懸町久宮137番地　インペリアル・ヒル1105
債務者　川村　泰久
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１１８２号
千葉市中央区鵜の森町９番１―306号
債務者　清水　和子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３２３号
千葉県浦安市海楽２丁目11番29号　ローズアパートＢ棟105
債務者　及川　和子（旧姓根矢）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３４１号
千葉県習志野市本大久保２丁目４番７―510号
債務者　佐藤　晴紀
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３４４号
千葉県船橋市二和東６丁目23番４号
債務者　三浦　功三
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３５５号
千葉県船橋市宮本６丁目９番10号　サニーメゾンⅠ―201号
債務者　竹原　　稔（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４３０号
千葉市中央区旭町１番９号　ハイム石原103号
債務者　井出喜久男
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２６０号
長野市大字鶴賀権堂町2209番地12
債務者　田中実こと　井上　俊彦
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９４号
岐阜県可児市土田5218番地１レジデンス東山Ｂ―208
債務者　上村　弘子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部